

振動特定施設一覧 振動規制法施行令 別表第1より

項	施設名	規模
1	金属加工機	
	イ 液圧プレス(矯正プレスを除く)	
	ロ 機械プレス	
	ハ セン断機	原動機の定格出力が1kW以上
	ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上
2	圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)	原動機の定格出力が7.5kW以上 (※)
3	土石用または、鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上
4	織機(原動機を用いるものに限る)	
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上
	コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機	原動機の定格出力の合計が10kW以上
6	木材加工機	
	イ ドラムバーガー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上
7	印刷機器	原動機の定格出力が2.2kW以上
8	ゴム練用または、合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く)	原動機の定格出力が30kW以上
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機(ジョルト式に限る)	

※冷凍機を除く。エアコン室外機の圧縮機については日本標準商品分類上、冷凍機に分類されるため届出対象外。